

職場体験実習保険補助事業における 傷害保険・賠償責任保険の補償内容等【令和3年度用】

【普通傷害保険】

1 補償内容

職場体験実習中及び実習先と実習者の自宅との往復途上において、急激・偶然かつ外来の事故により、本人がけがをした場合に保険金を支払う。

2 被保険者

実習者

3 保険金額

補償項目	保険金額	備考
死亡保険金額	500万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金額	500万円～20万円	死亡保険金額の100%～4%
入院保険金日額	3,000円	事故の日から180日以内の入院日数×入院保険金日額
通院保険金日額	2,000円	事故の日から180日以内の通院日数(90日限度)×通院保険金日額
手術保険金額	入院保険金日額の5、10倍 (入院中の手術 3万円 外来手術 1.5万円)	入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、 外来手術の場合は入院保険金日額の5倍

4 保険の対象とならない主な場合

- (1) 実習者の故意によって生じたけが
- (2) 脳疾患・疾病または心神喪失によるけが
- (3) 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるけが
- (4) むちうち症・腰痛で医学的他覚所見のないもの

【損害賠償責任保険】

1 補償内容

職場体験実習中において、他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合に保険金を支払う。

2 被保険者

実習者、公益財団法人東京しごと財団

3 保険金額

補償項目	保険金額(保険期間中の支払限度額)
賠償責任 (免責金額なし)	1事故 2億円(2億円) 管理財物 50万円(50万円) 現金10万円 人格権侵害1名1事故 50万円(100万円)
事故対応費用	1事故 500万円(500万円)
見舞費用	死亡 50万円 後遺障害 2万円～50万円 入院期間に応じて 2万円～10万円 治療期間に応じて 1万円～5万円

4 保険の対象とならない主な場合

- (1) 実習者の故意によって生じた事故
- (2) 法律上の損害賠償責任が生じない場合
- (3) 実習者が自己の所有物を損壊した場合
- (4) 情報漏えいに起因するもの
- (5) ソフトウェア・データ等の損壊

【 個人情報等漏えいの損害賠償責任保険（個人情報保険） 】

1 補償内容

(1) 第三者への損害賠償に関する補償

実習者が、その活動に起因して、偶然な事由により個人情報（死者の個人情報含む）を漏えいしたこと、又はそのおそれに起因する損害賠償請求が、被保険者に対して保険期間中になされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

個人情報漏えい保険の適用地域は日本を含む全世界です。ただし、この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

- ① 法律上の損害賠償金：被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ② 争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③ 損害防止軽減費用：被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続又は既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
- ④ 緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、又は保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 協力費用：保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 個人情報漏えい対応費用

保険期間中に個人情報の漏えい又はそのおそれが発生し、被保険者が事故対応期間内（個人情報の漏えい又はおそれを見つけた時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間）に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 新聞・テレビ等を通じて事故の説明・謝罪を行う費用
- ② 事故原因調査費用
- ③ 他人に対して損害賠償請求を行うための費用
- ④ 通信費、お詫び状作成費用・コールセンターへの委託費用
- ⑤ コンサルティング費用（1事故あたり500万円が限度）・弁護士報酬
- ⑥ 超過勤務手当、交通費・宿泊費
- ⑦ 謝罪のための見舞金、見舞品購入費用（被害者1人あたり500円が限度）

(3) 法人情報漏えい対応費用

実習者が、その活動に起因して偶然な事由により法人情報を漏えいしたこと、又はそのおそれがあることに起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

- ① 実習者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害
- ② 事故原因調査費用や見舞品購入費用など、実習者が事故対応期間内に生じた法人情報漏えい対応費用を負担することによって被る費用損害

(4) e-リスク対応費用

実習者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務又は電子メールの送受信業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故（他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊又は人格権侵害（個人情報漏えいまたはそのおそれによるものを除く。））について、実習者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます（日本国内のみ補償）。

- ① コンピュータ・ウイルスの感染
- ② 第三者により不正アクセス
- ③ 実習者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵

※ 補償対象外の場合もありますので、詳細をご確認ください。

2 対象となる個人情報

- (1) 個人に関する情報で、氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

【個人識別符号：マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号 等】

※ 特定の個人を識別できない情報等は対象となりません。

3 被保険者

実習者（賠償責任を負った者）、公益財団法人東京しごと財団

※個人情報等漏えいの賠償責任保険については、実習者が利用する就労支援機関等を含む。

4 保険金額

補償項目	保険金額（免責金額なし）	保険期間中の支払限度額
第三者への損害賠償に関する補償	1事故 1億円	1億円
個人情報漏えい対応費用	1事故 1,000万円 コンサルティング費用 1事故 500万円 見舞金・見舞品購入費用 1人 500円まで	1,000万円
法人情報漏えい対応費用	1事故 1億円 コンサルティング費用 1事故 500万円 見舞金・見舞品購入費用 1法人 3万円まで	1億円
e-リスク対応費用	1事故 1億円	

5 保険の対象とならない主な場合

- (1) 被保険者の故意によって生じた損害
- (2) 身体の障害や財物の損壊に伴う損害
- (3) 令和3年4月1日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求